



# にいがた空き家管理活用センターとは

空き家の啓発、相談、流通、利活用、管理、除却などの取組を行うことができる団体  
及び個人を県が登録し、市町村が行う様々な空き家対策の支援につなげます！

## (1) 登録の流れ（要綱第3条）

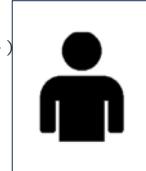
- ①登録希望者が県に登録申請書を提出
- ②県が内容を審査し登録決定通知等を行う
- ③登録決定後、県ホームページに掲載



※登録申請書イメージ

### 空き家管理活用センター登録申請書

- ①会社名
- ②分野（相談、相続、利活用・・・）
- ③実績
- ④取組内容
- ⑤PRなど



※県HPイメージ



### 新潟県空き家管理活用センター（想定）

空き家の管理・活用等を促すセンターの一例です！



## (2) 登録できる団体・個人について（要綱第2条(3)）

会社法による会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等と法人格のない任意の団体又は個人で、以下の条件に合致するもの

- ア 県税に未納がない
- イ 県と市町村が取り組む空き家対策を理解し、連携できる
- ウ 空き家に関する業務について新潟県内で実績等がある 等

## (3) 募集期間

随時募集

## (4) 登録申請について

電子申請、メール、郵送により申請可能

## 登録すると、どうなるの？

- ・県民に空き家の専門家として広く認知されます！
- ・業務エリアの拡大や、センター同士のつながりも期待され、業務の幅が広がります！